

水俣市立水俣第二中学校PTA会則(案)

第 1 章 名 称 及 び 事 務 局

第 1 条 本会は水俣市立水俣第二中学校 P T A と称し、事務局を水俣第二中学校内に置く。

第 2 章 目 的 及 び 活 動

第 2 条 本会は保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と地域社会における生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は会の目的を達成する為に次の活動を行う。
1 学校と家庭と一体になった水俣第二中学校の校風樹立のための活動
2 よりよい保護者、教職員としての資質向上を図る為の活動
3 生徒の生活習慣の健全化を図る活動
4 生徒をとりまく生活環境の改善を図る活動
5 レクリエーション、奉仕活動等による会員相互の連帯を深める活動
6 その他会の目的達成のための活動及び他の関係団体との協力活動

第 3 章 方 針

第 4 条 本会は教育を本旨とする自主団体として、次の方針に従い活動する。
1 活動の成果を収めるために他の社会教育関係団体及び機関と協力する。
2 特定の政党や宗教にかたよることはしない。また営利を目的とする行為は行わない。
3 本校の教職員人事、その他管理には干渉しない。

第 4 章 会 員 及 び 会 費

第 5 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員をもって構成する。

第 6 条 本会の会員は、世帯単位に会の運営費として会費を納めるものとする。ただし、会長が認める特別の事情があるものは、会費を減免することができる。

第 5 章 経 理

第 7 条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入によってこれをあてる。

第 8 条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行う。

第 9 条 会費、寄付金、その他の収支の決算は、会計監査の手順を経て総会に報告し承認を受けなければならない。

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 3 1 日までで終わる。

第 6 章 役員 及び 監事

第 11 条 本会に次の役員及び監事をおく。

会長	1 名
副会長	2 名 (男女各 1 名)
書記	2 名 (内 1 名は教頭)
総務	2 名 (男女各 1 名)
会計	2 名 (内 1 名は教職員)
地区部長代表	2 名 (7 地区のうち、2, 3, 4, 19 区より 1 名、 5, 20, 21 区より 1 名)
専門部長	6 名 (専門部各 1 名)
学年部長	3 名 (各学年 1 名)
学校代表	1 名 (校長)
監事	2 名

第 12 条 役員及び監事、地区委員、学年委員、専門部員の任期は 1 年とする。但し再任を妨げない。
交代の時期は総会までとし、後任者が決まるまでその職にあるものとする。

第 13 条 役員及び監事の職務は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総括する。そして、総会及び役員会、各部会を召集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 書記は諸会議の議事を記録し委任された本会の庶務を行う。また総会では会務を報告する。
- 4 総務は、役員・監事・専門部間の調整を行い、総会及び役員会等で議事を進行する。
- 5 会計は本会の会費の収支を司り、総会その他必要に応じて会計を報告する。
- 6 部長は各部の活動を役員会に図り、推進・運営する。
- 7 監事は本会の会計監査を行い総会に報告する。
- 8 各部は必要に応じて副部長を互選することができる。副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはこれに代わる。

第 14 条 本会は必要に応じて会長の委嘱により若干名の顧問をおくことができる。

第 7 章 役員及び監事の選出

第 15 条 推薦委員会については次のとおりとする。

- 1 役員及び監事選出のための推薦委員は各地区部長 7 名、各学年部長 3 名、教職員 2 名をもって構成し、推薦委員の中から正・副委員長を互選する。
- 2 推薦委員はその任務を終了したとき（総会において役員及び監事が承認されたとき）に解任される。

第 16 条 役員及び監事の選出は会員の中から行い、次のとおりとする。

- 1 役員及び監事については推薦委員会で選考し総会で承認を受ける。但し、地区部長を除く。
- 2 役員に欠員が生じた場合、役員会においてその後任を選考し、会長がこれを委嘱する。任期は前任者の残期間とする。
- 3 学年委員は各クラスより 2 名以上を選出し、副部長は委員の中から互選することができる。
- 4 地区委員は各区組から 1 名以上を選出し、地区部長は各区から 1 名ずつ委員の互選により選出する。尚、地区の実情によりやむを得ない場合のみ、地区委員と他の役員を兼ねることができる。
- 5 地区部長代表は、2, 3, 4, 19 区地区部長から 1 名、5, 20, 21 区の地区部長から 1 名を互選する。
- 6 全戸 1 名は役員会、専門部会、学年部会、地区部会のいずれかに所属する。

第 8 章 総会

第 17 条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。付議事項は次のとおりとする。

- 1 新役員及び監事の承認に関する事。
- 2 年度事業計画及び予算決算の承認に関する事。
- 3 会則の改正に関する事。
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項。

第 18 条 定期総会は年 1 回とし毎年度初めに開く。但し次の場合は臨時総会を開くことができる。

- 1 会長が必要と認めた場合。
- 2 役員の過半数が必要と認めた場合。
- 3 会員の 3 分の 1 以上の要請があった場合。

第 19 条 総会は会員数の 3 分の 1 以上（委任状を含む）をもって成立する。

第 20 条 総会の議決は出席者の過半数によって決する。

第 21 条 緊急に総会が開催できない場合は本会則第 17 条 1、2、3 項以外の事項について地区部会において執行できる。

- 1 地区部会は総会につぐ決議機関である。
- 2 地区部会は 2 分の 1 以上の出席をもって成立しその議決は出席委員の過半数の同意を要する。

第 9 章 役員会

第 22 条 役員会は会長が必要に応じて召集し、運営を次のとおりとする。

- 1 本会の運営に必要な事項について審議し執行する。
- 2 役員会は合議制とする。
- 3 役員会は構成員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。
- 4 会長は、役員会に先立ち、議事選定、議事運営のための五役会（会長、副会長、書記、総務、会計）を召集することができる。学校代表は五役会に所属する。

第 10 章 各部会

第 23 条 各部の運営活動を次のとおりとする。

- 1 地区部会
 - ① 地区委員は地域会員への連絡、その他、地区との連携を図り、地区 P T A の活動の推進もする。
 - ② 必要に応じて会長は各地区委員を召集し、各地区委員会、地区部会を開催することができる。
- 2 保健体育部は生徒及び会員の健康、体力の増進を図り、会員の連帯を深める為レクリエーション活動等を推進する。
- 3 広報部は広報活動を推進する。
- 4 文化部は会員の文化の向上を目指し、文化活動の推進を図る。
- 5 安全指導部は校外の生徒指導、その他生活環境の安全に務め、学校や他の団体と連携してよりよい環境の維持推進を図る。
- 6 整備部は学校と連携して教育環境の整備を推進する。
- 7 食育部は、給食・食育に関する活動を推進する。
- 8 学年部は、学年委員で構成し、学年 P T A 活動を推進する。

第 11 章 会則の改正

第 24 条 本会則は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛同により改正することができる。

第 1 2 章 慶 弔

第 25 条 本会の慶弔については別の規定による。

第 1 3 章 交 通 費

第 26 条 本会会員が単 P を代表して参加する講演会、研修会にかかる交通費は、公共交通機関料金に換算した金額を基準とし、別の規定により支給する。

第 1 4 章 付 則

第 27 条 本会則は 令和 4 年 4 月 2 8 日をもって効を発する。

